

○飯塚市自治会放送遠隔用通信運用要綱

平成22年5月14日
飯塚市告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市防災行政無線局設置及び管理運用規程(平成22年飯塚市訓令第8号)第24条の規定に基づき、自治会放送遠隔用通信の運用及び放送に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信)

第2条 通信は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 台風、地震、火災等の災害情報で非常事態に関する事項
- (2) 生命、身体、財産等市民生活の安全に関する事項
- (3) 市の行政に関する事項
- (4) 市長が特に必要と認める事項

(自治会放送の内容等)

第3条 放送装置を運用して放送できる内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 緊急時の放送
- (2) 市の行政に関する放送
- (3) 自治会の各種行事に関する放送
- (4) 市長が特に必要と認める放送

2 自治会放送は、原則として自治会長が放送するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、その責任において特定の者に放送させることができる。

3 放送は、簡潔に行なわなければならない。

(放送禁止事項)

第4条 次に掲げる内容に係る放送は禁止する。

- (1) 個人の利益に関する事項
- (2) 営利を目的とする事項
- (3) 政治活動及び選挙運動に関する事項
- (4) 宗教に関する事項

(自治会長が認める者の届出)

第5条 第3条第2項において、自治会長以外の者が自治会放送を行う場合は、あらかじめ飯塚市自治会放送遠隔用通信使用者届(様式第1号)に必要事項を記載し、無線管理者に届け出なければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限

りでない。

(使用期限)

第6条 前条において、届出された者の使用期間は提出された当該年度のみとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(あて先)無線管理者

飯塚市自治会放送遠隔用通信使用者届

住所 _____
自治会名 _____ 自治会 _____
自治会長名 _____ 印 _____
電話 _____

年度において、以下の者を、飯塚市自治会放送遠隔用通信使用者としたので届け出ます。

使用者氏名	
遠隔用番号 (電話番号)	
備 考	

誓 約 書

私は、飯塚市自治会放送遠隔用通信使用者として、防災行政無線に係る事項を遵守し、使用することを誓います。

年 月 日

(あて先)

無線管理者

使用者氏名 _____ 印 _____